

厚生食輸発 0716 第 1 号
令和 6 年 7 月 16 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「令和 6 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ばれいしょ及びその加工品の F10 及び J3)

標記については、令和 6 年 3 月 28 日付け厚生食輸発 0328 第 2 号(最終改正：令和 6 年 7 月 10 日付け厚生食輸発 0710 第 1 号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、遺伝子組換えばれいしょについての検査方法が令和 6 年 7 月 16 日付け厚生食監発 0716 第 2 号「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法の一部改正について」にて通知されました。

ついで、モニタリング通知の別添「令和 6 年度輸入食品等モニタリング計画」中、「 - 遺伝子組換え」を下記のとおり改正し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

「2 検査方法」の「(1) 検体の採取」及び「(2) 試験方法」の

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」(令和 6 年 3 月 28 日付け厚生食監発 0328 第 2 号)

を

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」(令和 6 年 3 月 28 日付け厚生食監発 0328 第 2 号(最終改正：令和 6 年 7 月 16 日付け厚生食監発 0716 第 2 号))

に改める。